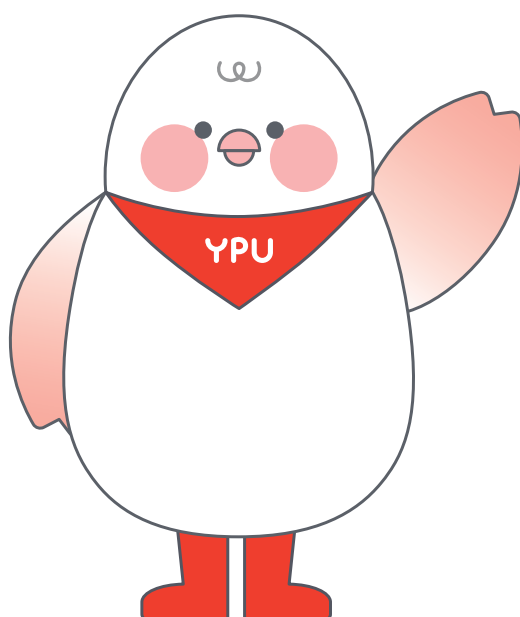


山口県立大学 公式マスコットキャラクター

わいぴよ



使用マニュアル
【第5版】



公立大学法人

山口県立大学

Yamaguchi Prefectural University

■はじめに

本学が令和3年5月15日で創立80周年を迎えたことを記念し、歴史と伝統を大切にしながら、より未来に羽ばたいていくために、令和4年11月に在学生・卒業生を対象として、公式マスコットキャラクターのデザインを募集しました。

書類審査、プレゼンテーション審査、学内人気投票を経て、国際文化学部文化創造学科4年（当時）の宮本 光里さんの作品が最優秀賞として選ばれました。

また、キャラクターの名称については、令和5年2月に選定されたデザインに合った名称を在学生から募集し、国際文化学部文化創造学科4年（当時）の津村 実奈さんの「わいぴよ」が最優秀賞として選ばれました。

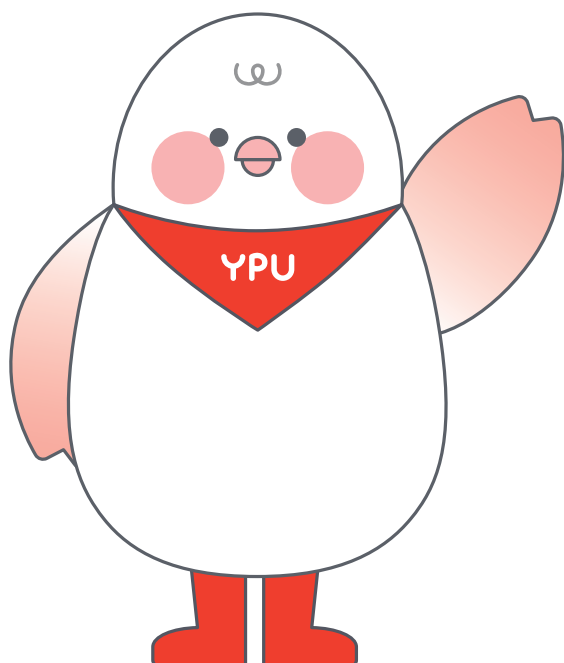
作者の思い

このキャラクターは、「羽ばたけ県大生！」というコンセプトのもと、山口県立大学の学生が、卒業後にも山口県内や全国各地で人々の暮らしに貢献してほしいという願いを込めて考案しました。

命名について

山口県立大学の略称である YPU と鳥の鳴き声のピヨピヨをかけて命名

■わいぴよについて



誕生日 開学記念日と同じ5月15日

性格 チャレンジ精神旺盛で、
どんなことにも前向き

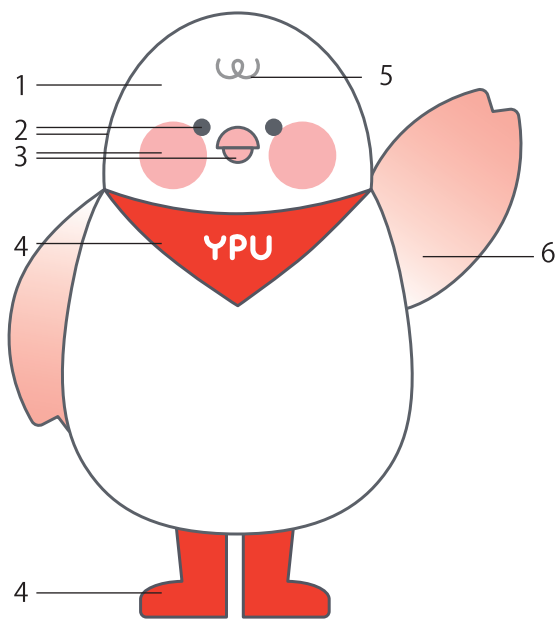
好物 山口銘菓の外郎（ういろう）

特徴

桜のつばさとスクールカラーの赤いスカーフ
がチャームポイントの桜文鳥
キャンパス内のいろんな授業を聴講することが日課

■配色の基本設定

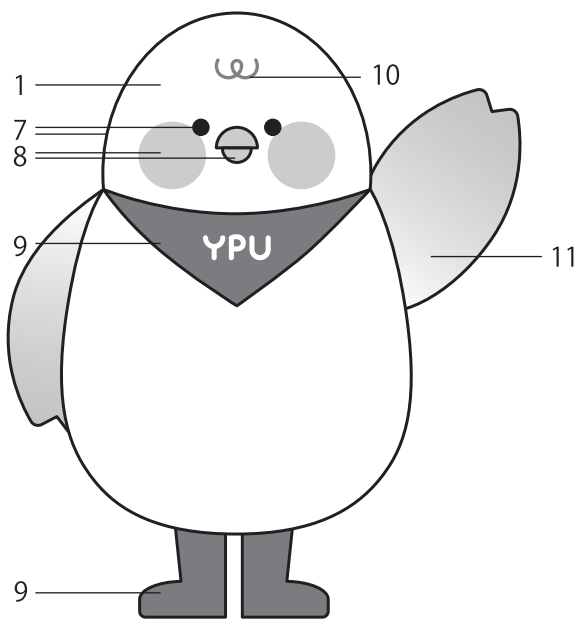
■カラー



1	2	3
ホワイト	DIC 2406	DIC 2009
C 0%	C 77%	C 0%
M 90%	M 68%	M 36%
Y 90%	Y 61%	Y 18%
K 0%	K 0%	K 0%
R 232	R 82	R 246
G 56	G 89	G 186
B 32	B 95	B 186

4	5	6
(近似色 : DIC 2504)	DIC 652	50 40 0.5
C 0%	C 45%	DIC 2027
M 90%	M 37%	C 0%
Y 90%	Y 36%	M 40%
K 0%	K 0%	Y 30%
R 232	R 156	K 0%
G 56	G 154	R 245
B 32	B 153	G 177
		B 162

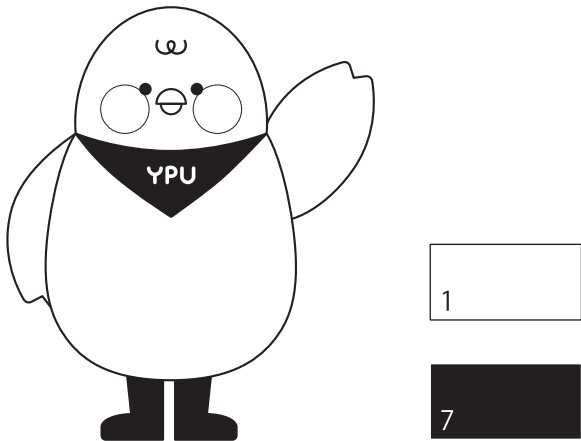
■グレースケール



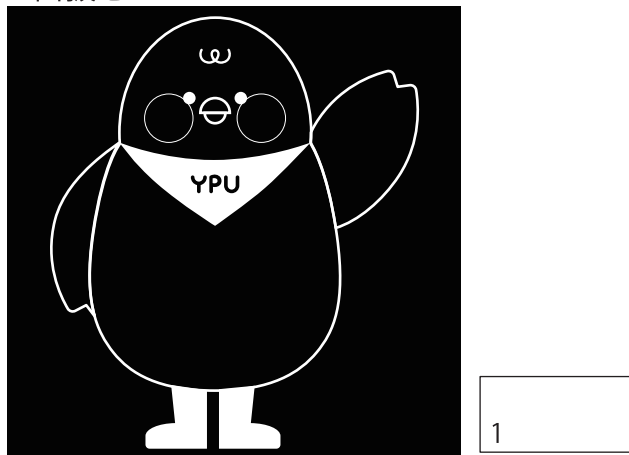
1	7	8
ホワイト	ブラック	K 23%

9	10	11
K 63%	K 60%	50 40 0.5
		K 27%

■モノクロ



■白抜き



■わいびよの使用について

以下の使用手順に従って、必要書類を事業管理・経営企画部門に提出してください。使用にあたっては、キャラクターデザインについての注意事項や使用上の遵守事項、禁止事項を確認の上、使用届で届け出た内容又は使用申請書で許可された内容のみに使用してください。

■使用手順

【教職員】

「公式マスコットキャラクター使用届」を、使用例（イメージデータや写真等）とあわせて、印刷またはメールにて事業管理・経営企画部門までご提出ください。デザインは、配付用わいびよデザイン集から必要なデザインを選んで使用して下さい。イラストレーターのデータ等は学内専用ページのわいびよデザイン配布ページからダウンロードして下さい。

ただし、デザインパターンを改変せずに使用するもののうち、以下に該当する場合は、使用届の提出は不要です。

- ・名刺への掲載
- ・授業や研修会、シンポジウムやイベント等でのスライドや配布資料、ポスター等への掲載
- ・学内向け掲示物への掲載
- ・広報用冊子やパンフレット等への掲載

【学生・学外者の方】

「公式マスコットキャラクター使用申請書」を、使用例（イメージデータや写真等）とあわせて、印刷またはメールにて事業管理・経営企画部門まで提出してください。使用例に必要なデザインは、配付用わいびよデザイン集から選んで使用して下さい。使用例の作成あたり、イラストレーターのデータ等が必要な場合には、事前にご相談ください。

申請内容の確認には、通常3日程度要し、内容によっては時間がかかることがありますので、余裕を持って手続きいただきますようお願いいたします。

営利・販売を目的として使用する場合は、別に審査・契約等が必要になります。事業管理・経営企画部門までご相談ください。

【書類提出・問合せ先】

〒753-8502 山口市桜島6丁目2番1号

山口県立大学 法人経営部 事業管理・経営企画部門

TEL: 083-929-6604 E-mail: ypu-koho2@yp4.yamaguchi-pu.ac.jp

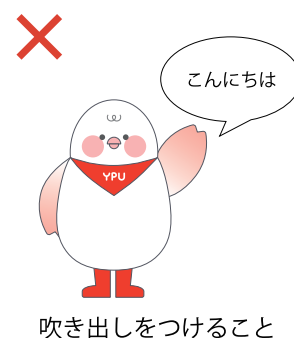
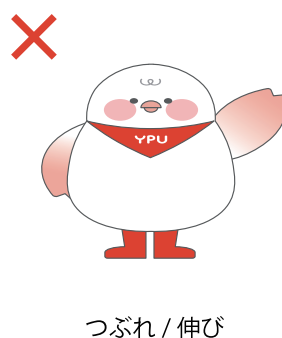
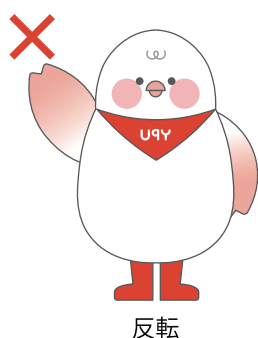
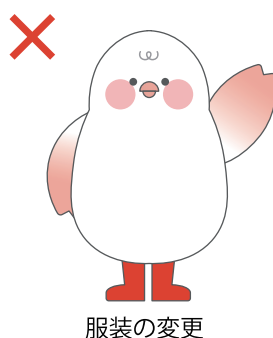
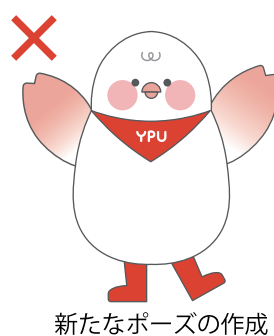
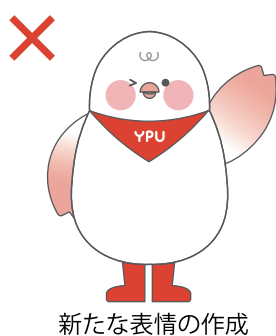
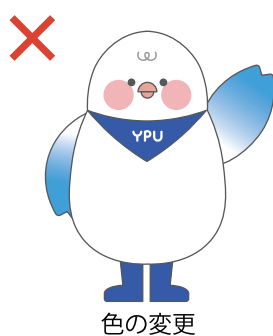
■使用上の注意

わいぴよの配色等には、意味を持たせて作成されています。改変等によりキャラクターの持つイメージを混乱させることがないように、キャラクターデザインについては、下記事項に該当する変更等はできません。

- ・キャラクターをトリミングすること（申請することで可能な場合があります）
- ・キャラクターの一部、あるいは全体の色を変更すること
- ・キャラクターの表情、服装、持ち物等を追加・変更すること（申請することで可能な場合があります）
- ・縦横の比率およびバランスを変更すること
- ・ポーズを反転させること
- ・キャラクターに吹き出しを付けて使用すること（わいぴよは喋らないため）
- ・特定の企業名や商品名等をデザインに加えること
- ・事業管理・経営企画部門からの提供データや学内専用ページのわいぴよデザイン配布ページからダウンロードしたデータを使用せず、その他のウェブサイト、印刷物等からコピー・スキャンしたデザインデータを使用すること

※配色等の詳細はこのマニュアルの P2 をご覧ください。

■使用できない例（参考）



■使用上の遵守事項

- ・使用届で届け出た内容又は使用申請書で許可された内容のみに使用すること
- ・使用に関する権利を譲渡、又は転貸しないこと
- ・原則として、キャラクターを使用する物品等には、
「山口県立大学公式マスコットキャラクター「わいぴよ」」の表記を付すること
- ・商標登録出願を行わないこと

■使用上の禁止事項

下記事項に該当する場合はキャラクターの使用を禁止します。

- ・本学の信用又は品位を傷つけ、又はそのおそれがある場合
- ・法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- ・特定の個人、政党、宗教法人を支持し又は公認しているような誤解を与え、又はそのおそれがある場合

※上記事項に該当しない場合でも、使用内容等が不適切な場合は、使用許可しない場合がございますので、ご了承ください。

■®マークについて

®マークは、外国の商標制度において Registered Trademark（登録商標）を意味するもので、日本の商標法に基づく商標登録表示ではありません。

日本における商標登録表示は、『登録商標第〇〇〇〇〇〇〇号』という表示方法です。登録商標を表示する際にはそのように表示することが推奨されます（商標法 73 条）。*

しかし、スペース等の理由により上記の表示方法をとることが難しい場合、®マークを付すことにより商標の無断使用を防止する効果があります。

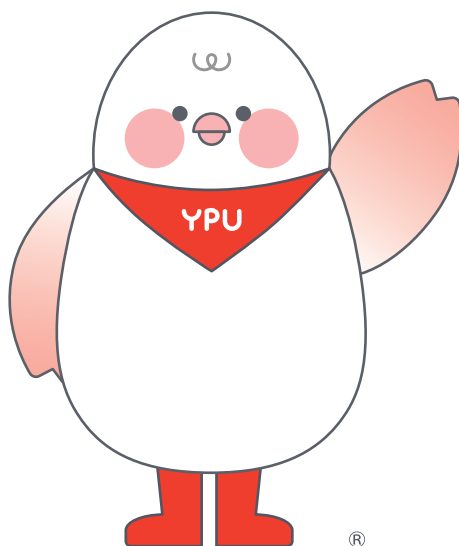
また、商標登録されていないものに®マークを付すことは虚偽表示として刑罰の対象となります。

※出典：特許庁「商標制度に関するよくある質問」（2023 年 5 月 12 日最終閲覧）
https://www.jpo.go.jp/faq/yokuaru/trademark/shouhyou_seido_faq.html#1-4

わいぴよに関し、商標登録されているものは下記のみです。

これら以外に®マークを付することはできませんのでご注意ください。

●商標登録第 6738615 号『わいぴよ』図面



●商標登録第 6738145 号『わいぴよ』名称

使用例

わいぴよ®